

令和４年度第１回廿日市市地域包括支援センター運営協議会

会議録

廿日市市健康福祉部地域包括ケア推進課

令和４年度 第１回地域包括支援センター運営協議会

１ 日 時 令和４年７月４日（月）

午後７時００分～午後８時３０分

２ 場 所 山崎本社 みんなのあいプラザ 多目的ホール

３ 出席者 別紙出席者名簿のとおり

４ 内 容

○別紙会議次第により進行

（１）部長あいさつ

（２）報告事項

１ 令和３年度地域包括支援センターの事業報告について（資料１）

２ 地域包括支援センターの事業評価について（資料２）

３ 指定介護予防支援事業業務等の一部委託について（資料３）

４ 令和４年度廿日市市地域包括支援センター事業計画について（資料４）

（３）協議事項

業務継続計画（ＢＣＰ）について（資料５）

友重課長） ただ今から、令和４年度 第１回廿日市市地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。

この会議の進行を務めさせていただく、地域包括ケア推進課長の友重でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、健康福祉部長の中川よりご挨拶申し上げます。

中川部長） 健康福祉部長の中川でございます。

委員の皆様方には、平素から、市の高齢者福祉行政の推進に、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

また、本日はご多忙のところ、お集まりいただき誠にありがとうございます。

令和４年５月１日現在の本市の人口を見ると、６５歳から７４歳の前期高齢者が１８，００６人、７５歳以上の後期高齢者が１８，０１６人となっており、ついに前期、後期の高齢者人口が逆転いたしました。

「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまち はつかいち」を実現するためには、これまで以上に健康づくり、介護予防などの取り組みが必要になってまいります。

この4月から地域包括支援センターを3ヶ所から5ヶ所に増やし、またセンターの基幹型機能を担う地域包括ケア推進課を市役所内に設置し、地域包括支援体制の強化を図っております。

新設いたしました地域包括支援センターにつきましては、まずは場所や担当地域の周知に取り組んでおり、併せて、新直営と委託型の各センターが円滑に運営できるよう、所長会議や職種別の専門部会、包括連絡会などを開催し、情報共有や日々の困りごと解決等の話し合いをし、連携を図っているところでございます。

本日は、事業実施状況と自己評価などについて報告いたしますとともに、今年度、策定に着手しております事業継続計画（BCP）についても説明をさせていただきます。

地域包括支援センターの運営や資格の推進に向けて幅広いご意見をいただければと思います。

どうぞよろしくお願い致します。

友重課長） 次に本日の会議資料を確認させていただきます。

本日の資料でございますが、

- ・ 本日の会議次第
- ・ 出席者名簿
- ・ 配席表
- ・ 資料1から資料5まで
- ・ 参考資料として、令和4年度廿日市市地域包括支援センター運営方針
- ・ 追加資料として、令和4年4月5月の活動実績、延べ件数

また、地域包括支援センターはつかいち東部、中部及び地域包括支援センターはつかいち西部のチラシをお配りしております。

資料の不足等ありませんでしょうか。

まず初めに、このたび、委員の変更がありましたので紹介させて

いただきます。

佐伯地区医師会の山根委員が、令和4年6月17日をもって会長を退任されたことに伴い、新たに推薦いただきました大久保様に委員を委嘱させていただきました。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

また、山根委員には、本協議会の会長を受けていただいておりますが、会長についても大久保委員に引き継いでいただこうと思いますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

(拍手)

大久保委員、よろしくお願いいたします。

一言ごあいさつをお願いいたします。

大久保会長) 今ご紹介いただきましたけれども、6月18日より山根先生、前会長の後任として務めさせていただいている大久保と申します。よろしくお願いいたします。

本日ですが、第1回廿日市市地域包括支援センター運営協議会、第1回目でございます。私は初めて出させていただくんですけども、地域包括支援センターといいますと、思い起こしますと、ちょうど2000年ですかね、介護保険制度がスタートしたと。2005年に介護保険法が改訂がありまして、その頃全国的に地域包括支援センターがスタートした、と記憶しております。

地域包括支援センターといいますと、当時より言われておりましたが、2025年問題、75歳以上の高齢者、団塊の世代のみなさんがほぼ入ってしまう、なんとなくそうだねと思っておりましたが、いつの間にか2022年になりまして、あと数年で大変な時代がやってくる、なおかつ、人生百年時代とも言われ始めておりますし、これももうすぐです。あと数年で包括の皆さんの仕事はすごく大変な状況になるのではないかと思います。

さきほど部長よりもお話がありましたが、廿日市市の高齢者の人口もどんどん増えている、そうしますと、包括の皆さんの仕事も大変お忙しくなるんじゃないかと思うんですが、さきほどのお話にありました廿日市市の中心部でも包括が3カ所に分かれてスタートす

る、ということでございますので、きめ細かな対応をしていただけるんじゃないかなと思っております。

本日でございますが、さきほどもありましたが、協議事項で事業継続計画（BCP）についての協議をいただくことになっております。私もよく知らなかったんですけど、調べますと、「ビジネス・コンティニューイティ・プラン」の略でございますので、非常事態における強い企業の経営手法のひとつ、ということだそうです。ですので、内容的には、災害などの自社にとって望ましくない事態が生じた際は被害を最小限に抑えつつ、最も重要なビジネスを素早く再開させることで、損害発生を最小限にとどめる、そういう意味合いで、これから災害などがもし起こったときに素早く対応ができ、日頃の仕事がスムーズにできる体制作りをしましょう、と。

ちょうど私たちの医師会でも、今年度きちんと、いつどんな災害が起きてもおかしくない時代でございますので、本当は起こったら困るんですが、地震が来るかもしれない、暴雨災害が来るかもしれない、さあどうしよう、ライフラインが止まった、ということもありえますので、私どもも対応をきちんとしたものを作って、臨んでいきたいと思っております。

ぜひとも、市役所、行政の皆様、包括の皆様のお力をお借りしながら一緒に対策を練っていかれたらと思っております。

引き続きよろしくお願いいたします。

友重課長） ありがとうございました。

続きまして、出席委員及び職員紹介は、会議資料としてお配りしております「廿日市市地域包括支援センター運営協議会委員名簿」に代えさせていただきます。

また、金子委員からは急遽欠席されるとのご連絡をいただいております。

本日はオンラインも併用して開催しておりますので、オンラインのご参加者様は発言される際に、手を挙げ、お名前をお伝えしていただいてから、ご発言してくださいますようよろしくお願いいたします。

また、会場で参加していただいている皆様におかれましても、オンラインの皆様に取りやすいよう、ご発言の際はマイクを近づ

けてお話しくださいますようご協力をお願いいたします。

本日、この会議は、廿日市市地域包括支援センター運営協議会設置要綱により、地域包括支援センターの事業内容の評価をしていただくことを目的としております。

また、終了時間は20時30分頃を予定しておりますので、ご協力の程よろしく申し上げます。

それでは、これから議事に入ります。

これからの議事進行は、設置要綱第8条 第1項の規定により、当協議会会長の久保委員をお願いいたします。

大久保会長) それでは報告(1)の「令和3年度廿日市市地域包括支援センター事業報告について」、事務局より説明をお願いしたいと思います。

坂本所長) 地域包括支援センターはつかいち西部、坂本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、「令和3年度廿日市市地域包括支援センター事業報告」を説明いたします。

資料1の1ページをご覧ください。

1 総括事項

(1)(2)設置及び職員体制です。

設置箇所は、廿日市市役所内の「廿日市市地域包括支援センターはつかいち」、佐伯支所内の「廿日市市地域包括支援センターさいき」及び大野支所内の「廿日市市地域包括支援センターおおの」の3箇所です。

吉和地域及び宮島地域では、地域包括支援センターへつなぐブランチャとして日常の相談業務、実態把握業務等を社会福祉法人に委託しました。

職員体制は、表の通りですが、正職7人、客員スタッフ6人、会計年度任用職員28人認知症地域支援推進員含めて合計41人で地域包括支援センターを運営しました。

2ページをご覧ください。2 事業報告でございます。

地域包括支援センターの主要事業となる(1)介護予防ケアマネジメント事業、(2)高齢者の総合相談・支援 (3) 権利擁護事業

(4)包括的・継続的マネジメント事業 の 4 事業及び(5)一般介護予防、(6)認知症施策推進事業を実施しました。

昨年度もコロナ禍で分散勤務や在宅勤務を行った時期もあり、予定どおりに事業が進まないこともありましたが、オンラインなどにより、方法を工夫するなどして、可能な限り実施できたと考えております。主なものについて、順にご説明します。

(1) 介護予防ケアマネジメント事業でございます。

ア 介護予防支援事業

地域包括支援センターにおいては、要支援 1、2 の高齢者に対して、利用者の自立支援を目的に介護保険サービスなどを提供するための介護予防ケアプランの策定を行っております。令和 3 年度は 14, 608 件で前年度より 665 件増えております。はつかいち、おおのでは、全体の約 6 割、さいきでは約 5 割を委託して実施しました。

イ 介護予防ケアマネジメント事業（介護予防・日常生活支援総合事業）ですが、平成 28 年 4 月に創設された事業で、要支援 1、2 の方や、基本チェックリストにより生活機能の低下が見られた方に対して、アセスメントを実施した結果、訪問型サービスや通所型サービスのみの利用が必要と思われる方にケアプラン作成を行ったものでございます。

令和 3 年度は 5, 938 件で 261 件減少しております。コロナ禍で外出する機会が減少し、筋力低下が起こり、手すりや杖などの福祉用具を利用する人が増えたことも一因と考えております。

3 ページをご覧ください。

一番下の表でございますが、ウ ケアマネジメントプラン策定件数において、介護予防プラン件数、介護予防ケアマネジメントプラン策定件数、及びその合計件数を経年でお示ししております。令和 3 年度の合計件数は 20, 546 件で、年々増加傾向でございます。

また、ケアプランの居宅介護支援事業所への委託状況については、報告事項の (3) において後ほどご報告いたします。

つづきまして、4～7 ページの総合相談・支援事業です。

4 ページをご覧ください。

相談件数は増加しておりますが、昨年度も新型コロナウイルス感染症の影響により、訪問による相談支援は減少しております。しか

しながら、その他の件数が増加しているのは、電話やメールなどの相談対応が増えたことによるものでございます。

6 ページ、7 ページをご覧ください。

新規相談について、コロナ禍であり、電話での相談が大きく増えています。相談者は本人からが約 2 割、配偶者や家族、親族からが約 4 割となっており、内容は介護についての相談が最も多くなっています。

8 ページをお開きください。

ア 高齢者の虐待対応でございます。

虐待の通報があった場合は、高齢者虐待防止法に基づき、速やかにその高齢者の状況を把握し、介入の緊急性、介護保険サービスによる介入方法、分離の必要性などの対応方法を関係者とケース会議を実施し、支援を行っております。

イ 成年後見制度などの利用については、認知症や知的・精神障がい者など判断能力が十分でない人に対し、成年後見人制度等の支援を行いました。親族等による申立てが期待できず、必要性がある場合には市長申立てを行っており、令和 3 年度は 6 件の市長申立てを行っております。

つづきまして 9 ～ 13 ページ (4) 包括的・継続的ケアマネジメント事業でございます。在宅・施設を通じた地域における多職種相互の協働等により、連携を図りながら支援を行うためのネットワークづくりに取り組みました。

11 ページをご覧ください。

地域ケア会議を開き、高齢者に係る個別課題の解決に向けた協議、医療、介護、福祉のネットワーク構築に向けた協議、地域課題の発見及び地域づくり・資源開発に向けた協議を実施しました。

昨年度は地域ケア会議の年間計画を各センターで作成して取り組みをしました。

おちよっとひと息医療と福祉の相談室、13 ページカ、地域での活動等、14 ページ(5)一般介護予防事業の実績につきましては、記載のとおりでございます。

15 ページの(6)認知症施策推進事業でございます。

平成 28 年度から、認知症施策推進事業として認知症地域支援推進員の設置、増員をして認知症対策に特化した相談業務や、医療機関・介護サービス事業所・地域といった支援機関をつなぐ連携支援を行っております。

(ア)の活動状況をご覧ください。令和３年度は相談実人数が５８人、訪問延件数も１０８３人でした。増加した理由としましては、高齢者の増加とともに認知症の方の人数も増加していることに加えて、民生委員の方や医療機関等で認知症地域支援推進員の活動が周知されてきたことが要因だと考えています。

認知症初期集中支援チームでは、複数の専門職が訪問し、アセスメントや家族支援などの初期支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行っています。１５ページをご覧ください。チームとして困難事例に関わることも増えてきており、訪問実人員及び訪問延件数ともに増加しております。

１７ページ、３ 決算に関する事項でございます。

令和３年度より、分野、世代、内容に関わらず相談を受け止め、包括的な支援を円滑に行うことができるよう、高齢、障がい、子ども、生活困窮などの関連事業や支援について一体的に実施する重層的支援体制整備事業の取り組みを始めました。地域包括支援センター運営事業も、この重層的支援体制整備事業として予算計上しております。

昨年度の地域包括支援センター運営事業に係る決算額は、１９１,９８０,２６３円でした。経費の増額理由については、会計年度任用職員をフルタイムで雇用したことや、令和４年度からの地域包括支援センター業務委託に係るネットワーク、備品等の整備によるものでございます。

また、介護予防ケアプランに作成にかかる収支を「令和３年度介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算状況」として載せております。

間違いにお気づきだと思いますが、令和２年度の決算額が①となっているところでございますが、②の間違いですので、修正をお願いいたします。

以上で「令和３年度廿日市市地域包括支援センター事業報告」の説明を終わります。

大久保会長） ありがとうございました。何かご質問、ご意見ありませんでしょうか。

大久保会長） 私からひとつよろしいでしょうか。

例えば研修時とかなんですけども、支援事業としてけっこう多くの人数の方にお集まりいただいている研修をされているわけですけども、こういう場合、コロナの感染症のクラスターが起こったとか、クラスターとまではいかないけども感染があったのではなかろうか、ということは昨年度はありましたでしょうか。

森崎) ありがとうございます。昨年度ですが、なるべく研修はコロナの感染が落ち着いている時期に期間をずらしまして開催しております。会場についても広い会場を用意させていただいて、席をひとマス空けて座っていただく等、感染対策を十分取りながら行っておりまして、その中でコロナが発生したということは起こっておりません。

山根会長) ということは、昨年度はトラブルなくできたということによろしいですね。

森崎) はい。

大久保会長) 分かりました。
 他に何かございますでしょうか。
 それでは、続きまして、報告（２）「地域包括支援センターの事業評価について」、事務局より説明をお願いしたいと思います。

坂本所長) はい。
 それでは、資料２「地域包括支援センターの評価指標・令和３年度自己評価」でございます。資料２をご覧ください。
 地域包括支援センターの事業が効果的、効率的に運営されているか等について、７項目で点検・評価を行い、その結果を踏まえて事業の質の向上のための必要な改善を図ることを目的に、平成３０年度より全国で統一して用いられている評価指標にて評価を行っております。
 ①をご覧ください。各地域包括支援センターごとに評価したものと、全国平均の比較をレーダーチャートで示したものです。赤色が令和３年度調査の全国平均で、地域包括支援センターはつかいちがオレンジ、さいきは緑、おおのは紫の線で示しております。上段が令和３年度、下段が令和２年度の評価です。

3 事業間連携（社会保障充実分事業）について、令和 2 年度より評価が下がっております。これは、在宅医療・介護連携の推進事業に関する相談の項目において、コロナ禍で退院前カンファレンス等を開くことができないことが多かったため評価を下げたことが理由です。

②をご覧ください。地域包括支援センターを管轄する高齢介護課が、各センターとの連携体制等について評価したものです。上側のレーダーチャートは、全国平均と比較したもので、赤色が全国平均で青色が市の評価となります。下側のレーダーチャートは、高齢介護課の評価と各センターの評価を比較したものです。

2 の現状で取組が進んでいないこととしましては、昨年度から「相談の終結」について検討をしておりますが、統一した目安の設定まで至っておりません。様々な事例が考えられますが、基幹型機能を持つ地域包括ケア推進課とも協議をして目安を設定し、ケアマネジメント委託をしている事業所とも共有し、進捗管理を行っていきたいと考えています。

2-(3)包括的・継続的ケアマネジメント支援については、介護支援専門員が感じている、包括的・継続的ケアマネジメントを行うための課題について意見収集し、地域包括支援センターへ情報提供しているかとの項目が未達成となっており、研修会等の機会を使って意見収集し、センターの取組への活用をしていきたいと思ひます。

また、地域ケア会議でのケアプラン検証について、全ての地域包括支援センターで実施できていないため、引き続き体制を整えて行きたいと思ひます。

以上で「地域包括支援センターの評価指標・令和 3 年度自己評価」の説明を終わります。

大久保会長) ありがとうございます。自己評価ですから他人の評価ではないということでしょうか。

森崎) ありがとうございます。これはですね、平成 30 年度より全国で統一して用いられております指標に沿って各包括支援センターで評価をさせていただいて、それを国の方に報告して全国平均と比較ができるようなかたちで出されているものに沿って自己評価をしたものになっております。

他者からの評価というところは特にはないんですけれども、いろいろな報告といったところであげさせていただいて、自ら評価を、全国平均と比べてどうかというところで取り組みを進めております。

大久保会長) ですから、他の部門、よその方の評価はしていなくて、自己評価で全国的に統一されているわけですね。

森崎) そうですね。

大久保会長) 自由自在なんですね。それが全国的なルールなんだったらまあそうでしょうね。他に何か質問、ご意見ございますか。

中野委員) 社会福祉協議会の中野と申します。よろしくお願いいたします。3番目の今後の取り組みの2つめのところなんですけれども、「個人情報保護に関し、職員への周知を図る。また、個人情報持ち出し時のルールを策定する。」ということなんです。地域包括支援センターにおいて個人情報を持ち出す場合、どういった場合を想定されているのか、またルールをこれから策定するという記載になっておりますけれども、現状どのようになっておられるのか、とういこと、それと廿日市市のほうでは情報推進ポリシーを策定してされていると思うのですが、それとの関連はどの様に考えておられるのか、3点ほどお聞かせいただければと思います。

森崎) ありがとうございます。

1点目ですけれども、地域包括支援センターで個人情報の持ち出しのケースですが、基本的には個人情報の持ち出しはしない、というふうなことをしておりますけれども、会議等、事務所では別の場所で開くといった場合に個人のケースファイル等を持ち出す必要があるかなと感じております。また、ケアマネジメント契約をさせていただいている事業所のケアマネージャーがプランの担当者会議というものを行うんですけれども、そのときにもケースのファイルを持ち出した方がよりわかりやすい、というところで、持ち出した方がよいのではないかという意見が職員の方から出ております。

2点目ですけれども、個人情報については地域包括支援センターの個人情報取り扱いマニュアルを昨年度から策定をしております。まだ完成に至っておりません。持ち出しのルールの細かいとこ

ろについてももう少しマニュアルの中に落とし込んだ形で策定をしていきたいと考えております。

3点目の市の個人情報の規定についてですけれども、地域包括支援センターの個人情報取り扱いマニュアルも市のマニュアルに沿った形で策定をさせていただいて、市のものに順次したのみにしていきたいと考えているところでございます。

中野委員) どうもありがとうございました。

大久保会長) よろしいでしょうか。その他、この評価指標、自己評価、何かご質問ございますか。

寺田委員) 広島西地域リハビリテーション広域支援センターの寺田です。
(2)の3の地域ケア会議のところでは定例と個別があるのですが、
どういうものか教えてください。

森崎) ありがとうございます。
地域ケア会議ですけれども、定例という定義をさせていただいているのが、主には関係職種のネットワーク作り機能を持たせた地域ケア会議を意味しておりまして、地域のケアマネであるとか、民生委員さんであるとか、関係者を集めた形でいろいろな勉強会を行ったり研修会を行ったり、というふうなものを定例の会議という形で呼んでおります。

個別の会議については、個別ケア会議として個々の課題について関係者で集まって個人の課題解決に向けた協議を行うものを個別ケア会議という形で呼ばせていただいております。

寺田委員) ありがとうございます。

大久保会長) ですから、回数的には定例の方が多い、ということですね。
その他、何かございますか。
それでは、次に移らせていただきます。
報告(3)「指定介護予防支援業務等の一部委託について」、説明をお願いいたします。

坂本所長) 資料3 「指定介護予防支援等の一部委託について」をご覧ください。
1 趣旨でございます。

指定介護予防支援業務（介護予防ケアプラン作成）については、地域包括支援センターが「介護予防支援事業所」として、廿日市市の指定を受けて実施しております。介護保険法115条23第3項により、その一部を指定居宅介護支援事業所へ委託することができることとなっています。

地域包括支援センターが指定介護予防支援業務の一部委託をする際には、委託先の事業所名、所在地、委託内容、期間について市に届け出ております。

市では、受領した届出書等により、委託先が指定居宅介護支援事業所であること、各地域包括支援センターの委託先が複数の事業所に分散していることを確認しております。

指定介護予防支援業務の一部委託について、中立性及び公平性の確保を図るため、令和4年5月1日現在の委託届出の結果について次のとおり報告いたします。

別紙の一部委託指定居宅介護支援事業所一覧をご覧ください。
地域包括支援センターが廿日市市に提出した「指定介護予防支援委託届出書」に記載されている59事業所はすべて指定居宅介護支援事業所であり、委託先として適正な事業所でございます。

また委託件数が最も多いのは、もみじケア居宅介護支援事業所の100件、次いで居宅介護支援事業所第2清鈴園、アマノ居宅介護支援事業所の90件、ケアプランオフィスひまわりの80件でございます。従事しているケアマネジャーの人数が多い事業所への委託が多くなっております。

右下の表に各地域包括支援センターごとの委託件数と委託率をお示ししております。全体としましては、約57%で昨年度と変わりありません。地域包括支援センターさいきについては、地域内に委託できる居宅介護支援事業所が少なく、委託率も低くなっております。

以上で「指定介護予防支援等の一部委託について」の説明を終わります。

大久保会長) ありがとうございました。何かご質問ありますでしょうか。
結構な数、59カ所でしょうか。

広島市への委託というのは五日市、ほとんどが佐伯区ということでいいんでしょうか。

森崎) はい。ありがとうございます。
佐伯区が一番多いかなと思っておりますが、西区等の居宅介護支援事業所も含まれております。

大久保会長) それでは、こちらまでフォローはちゃんとしてもらえるわけですね。遠方であっても。

森崎) そうですね。遠方であっても、どちらかというと言日市の東側の方が多いいかなと思えますけれども縁があつてお願いされているようなケース、ということが多いいかなと思っております。

大久保会長) はい。何かご質問ありませんでしょうか。
それでは、次の、報告（４）「令和４年度言日市市地域包括支援センター事業計画」今年度の事業計画についてお願いしたいと思います。

坂本所長) それでは、「令和４年度言日市市地域包括支援センター事業計画」について、ご説明いたします。
先に、参考資料でつけております、令和４年度言日市市地域包括支援センター運営方針をご覧ください。
令和４年２月１０日に開催した令和３年度第２回運営協議会にて、この運営方針を審議していただき、委員の皆様からいただいた意見を踏まえ、追記修正した部分に黄色のマーカーをしております。
セルフネグレクト等の支援困難者について民生委員等の関係機関と連携して支援をすること、コロナ禍における高齢者の孤立化防止について追加記載しました。
この運営方針を受けて、資料４の事業計画に基づき、事業に取り組んでいるところでございます。
この４月から、言日市圏域においては委託型のセンターも新たに設置しております。
本日、追加資料として、言日市圏域にある３つのセンターの４月、５月の活動実績をつけております。新しく設置しました東部と

中部については、ケアマネジメントに係る契約や担当者会議等で訪問件数が多くなっております。また、東部については、前年度までの地域包括支援センターはつかいちの電話番号を引き継いで使用していることもあり、電話対応も多くなっております。

それでは、廿日市圏域の各地域包括支援センターより、4月から6月までの運営状況等について報告させていただきます。

山野所長) 地域包括支援センターはつかいち東部、山野です。
東部は4月まで市役所1階、5月からはあいプラザ3階で事務所を構えております。職員は事務職を含めて9名で運営をしております。

4月5月と窓口対応や電話相談、委託先の契約の取り直しなどに追われる日々を過ごしておりました。そして、先ほど坂本所長から説明があったとおり、他地域の相談をかなり受けております。その際にはお話を伺い、それぞれの担当地区に繋いでおります。

包括が3つに分かれたことを周知してもらうために、東部地区の2つの病院にチラシを持参して、受付や地域連携室に置いていただくようにいたしました。今後は東部地区の医院にチラシを持参する予定です。

4月は事務処理にかなり追われたんですけども、5月に入り、出前講座を行ったり、地域活動組織の集まりに参加したり、個別地域ケア会議などを開催するということもできております。

以上で東部地区の報告を終わります。

西野所長) 続いて、地域包括支援センターはつかいち中部、西野です。
4月5月につきましては、同じく、委託契約等を主に動いてきたという感じです。中部は廿日市宮内に事務所を構えておりまして、事務員を含め9名で運営しております。

5月6月には、窓口の方にも足を運んでくださる方もおられて、その都度対応させていただいております。

6月には地域ケア個別会議も開催しております。

これからですけども、中部においても周知を図っていくということを行っていく予定で、居宅のケアマネさんからも地域ケア会議のご提案をいただいていたたり、先日も金融機関さんのほうから声をかけていただいて、金融機関として何ができるだろうか、と

いうご相談もあったんですが、それも含めて、宮内地区、その他担当地区の金融機関のほうへも一緒に挨拶回りをしていこう、という予定が入っております。

以上です。

坂本所長) 地域包括支援センターはつかいち西部の事務所ですが、J A広島総合病院の横、元サティがあった場所の学研多世代サポートセンターの2階にあります。

職員は私を含めて全部で9名が勤務しており、主に、地御前、阿品、阿品台を担当しています。公用車が4台に自転車が3台ありますが、フルに活用して、日々の挨拶回りや相談、百歳体操のサポートなどで走り回っています。地御前地域は近所なので、自転車での訪問が頻度が多くなっております。

はつかいち西部で4月から悩まされているのが、駐車場です。民間の土地なので、駐車場が有料です。利用者の皆さんには駐車サービス券を発行していますが、なかなか行きにくいという声もあり、今なお困惑しているところでございます。

また、いざ来ても、建物内のどこにあるのかというのがわかりづらく、入り口や廊下やエレベーター前などたくさんの案内板を設置して運営しているところです。

はつかいち地域での包括の3分割は、行政的にも、他にそのくくりはないので、4月5月は、市民の方も戸惑っておられました。電話も、もともと廿日市地域の本体である電話番号がはつかいち東部と同じ電話番号となっていたため、最初は東部に集中するという現象は起きました。そのため、各市民センターの広報誌で周知したり、お配りしている各包括のチラシを作成して、相互で案内し、担当地域の理解に努めているところでございます。

今回の機能強化は、より市民の皆さんの身近なところで相談を受けたり、それぞれの地域課題に合わせた取り組みを行うことが重要だと考えています。

まだ、3ヶ月ですが、どの包括も徐々により身近なところということで、機能し始めていると感じているところです。

引き続き、さいき、おおのも含めて、全部で5カ所の包括が、地域包括ケア推進課が中心となって、所長会議など行いながら、連携を強め、情報を共有しながらやっているところでございます。

状況はそんなところでございます。

以上で、事業計画、並びに運営状況の報告と説明を終わらせていただきます。

大久保会長) はい、ありがとうございました。運営状況と事業計画ですけども何かご質問ございますか。

この地域割りなんですけど、例えば、阿品のところまでが西部さん。青葉台とかちょっと上の方に行ったら大野になるんですかね。

坂本所長) はい。

大久保会長) 阿品駅の上、ふじタウンは阿品ですかね。

坂本所長) はい。

大久保会長) 近いんだけど、よくわからない。青葉台、松本先生あたりはもう大野？

坂本所長) はい。

大久保会長) 何かご質問ありませんか。よろしいでしょうか。それでは、これで報告事項 1、2、3、4 終わらせていただきました。

続きまして、最初に申し上げましたが、協議事項のところ、今日お配りしておりますよね、事業継続計画「ビジネス・コンティニュイティ・プラン」ですけども、これにつきまして事務局よりご説明をおねがいできればと思います。よろしくお願いします。

森崎) 地域包括ケア推進課、森崎でございます。

資料 5 廿日市市地域包括支援センター事業継続計画（BCP）の素案について説明させていただきます。

令和 3 年度介護報酬改定において介護施設の BCP 策定が義務化され、令和 6 年までに策定することとなっています。

これに伴い、現在、自然災害時の BCP 策定に取りかかっており、素案を出させていただきました。

委員の皆様から、実際に行動する場合に足りないことや想定していた方がよいこと等、ご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

1 ページ目次をご覧ください。

厚生労働省が例示している雛形を参考に目次の設定をしており、1 総論、2 平常時の対応、3 緊急時の対応、4 他施設・地域との連携、5 計画の見直しと改善、6 計画の別紙、チェックリストで構成しました。

2 ページ目をご覧ください。

まず、(1) 目標です。

1 災害発生時における利用者の安全を守るとともに職員の安全を守ること

2 災害発生後も途切れることなくサービスを安定的に提供すること

3 平常時から地域他職種連携や住民の助け合いの強化を目指していくこと

の3点を挙げています。

(2) 計画の基本方針は、①自分の命も含め、人命の保護を最優先する ②安全確保を図り、業務資源の復旧状況に応じて早期に業務再開を目指す ③平常時から利用者ごとの災害時の課題に向けた対策を行い、災害発生時には優先順位の高い人から安否確認と必要な支援を行っていくこととしています。

(3) 推進体制では、職種ごとの災害時における職務を記載しております。

3 ページをご覧ください。(4) 優先順位の抽出です。

①発災直後の業務として、火災時の対応と避難誘導、周辺被害の情報収集、建物の安全確認と物的、人的な被害状況の確認、ライフライン等の被害確認、周辺環境の状況確認を挙げています。

②通常業務は包括的支援事業と指定介護予防支援事業等に分けて記載しました。

包括的支援事業では、発災直後は優先順位の高い人から安否確認をすること、被害状況や避難所の開設状況等の情報収集を行い、居宅介護支援事業所等の関係機関に避難所や医療等の情報発信をし、1週間で通常業務に近づけることとしています。

指定介護予防支援業務では、発災直後は利用者の安否確認と居住場所の確保、必要な支援を継続するための事業所等との連絡調整を行い、1週間で通常業務に近づけるとしました。

また、4 ページの③ですが、市の災害対策本部では地域包括支援センターはつかいち西部の職員は福祉総務班に、佐伯と大野の職員は各地域の地域班に充てられており、福祉事業所等の被災状況確認や

要援護者への対応や福祉避難所への受け入れ調整等の業務を担うこととなっており、被災状況により、市としての動きと介護予防支援事業所としての動きを調整しながら行っていくことが必要と考えています。

(5) では BCP に関する研修や訓練の実施、計画の検証や見直しについて記載しています。

2 平常時の対応です。

(1) 利用者の災害対策に向けたシートの作成では、別紙 3 災害時利用者一覧表を用いて優先的に安否確認が必要な利用者について、その情報がわかるように整理しておくこととしています。

6 ページをご覧ください。(2) 地域への移動手段や電源確保等については、自転車等での移動手段の確保や、自動車の燃料補充のルール、備蓄品の在庫確認をし、不足するものは補充することをしていきます。

4 行目「付属しているもの」は「不足しているもの」に訂正をお願いします。

(3) 利用者や家族、職員間、関係機関との連絡体制の確立については、緊急時の連絡先や連絡方法等、平常時からの取り決めをしておくことを記載しています。

7 ページに移ります。

(4) 災害が予想される場合の対応です。台風や大雨など被害が予測される場合においては、サービス提供事業所の休止や縮小の基準について情報共有しておくことで、必要に応じてサービスの前倒しといった調整ができるようになり、対応方法を事前に利用者や家族に説明しておくことができます。

次に 8 ページ、3 緊急時の対応です。

職員が不足し、ライフラインが停止することも踏まえ、緊急時の対応は、

ステップ 1 初動対応の事前準備

ステップ 2 人命安全確保対応の徹底

ステップ 3 重要業務の継続

ステップ 4 復旧対応

としています。

9 ページをご覧ください。

BCP の発動基準、行動基準は市の災害対策本部マニュアルに準ずることとしています。対応拠点は各地域包括支援センターとし、災

害状況に応じて安全かつ機能性の高い場所に拠点を移すことも検討するとなりました。職員及び利用者の安否確認を速やかに行ったのち、利用者に必要な支援が提供されるよう、関係機関との連絡調整を行うこととしています。発災後、職員が長期間帰宅できない状況も考えられるため、休憩や宿泊できる場所の検討や勤務シフトの検討も必要と考えます。

4 他施設、地域との連携です。要援護者の安否確認や避難誘導、利用者のサービス継続に当たっては、平常時から関係機関との協力関係を築くこと大切で、連絡先を一覧にしておくことを記載しました。

5 計画の見直しと改善につきましては、訓練を実施してその結果を反映させ、現実的な計画にすることとしています。

別紙の様式については、静岡県介護支援専門員協会が作成したものの参考にしていきたいと思い、そちらのものを添付しております。

様式についても、訓練等を通じて修正し、利用しやすいものにしていきたいと考えています。

今年度は、この BCP を策定しながらも、平常時からの対応については、取り掛かってまいりたいと考えています。

以上で廿日市地域包括支援センター業務継続計画（BCP）素案の説明を終わります。

大久保会長） ありがとうございました。
これはいつまでに、きっちりしたものを出されるのでしょうか。

森崎） 令和3年度に義務化と言われまして、3年間の猶予期間となっておりますので、来年度までには作る、と。

大久保会長） 今年が2年目？

森崎） はい。

大久保会長） 私から聞いてもいいですか？

一番最初の計画の目標なんですけど、この1、2、3の計画の目標というのはどこかにあった言葉を持ってきちゃったんですかね。見本があったんですかね。

森崎) はい。見本があってそのまま持ってきております。

大久保会長) その1番目に、「まずは職員の家族を含めた安全対策を行う」というのはピンとこないというか、ではその職員さんとはどこにお住まいの職員さんかというのもわからなくて、その職員の家族に対応するのが一番というふうに取れるけど、これはどうなんだろう。誰が家族の方かもわからないし、そこへみんなで行くのか、それはどうなのかと、一番最初の言葉ででつまづいたんですけれども。

森崎) ありがとうございます。

 ここは、職員の家族のところに一番に行くわけではなく、各職員が自分の家族の安全を確保した状態で業務に出る、であったりとか、自分の安否確認を行った状態で業務に移る、といった意味合いで書かせていただいております。

大久保会長) 何かいい言葉があったらいいですね。だから、ご家族で非常に危険な状態にあった場合は業務に出てこなくていいという意味にとればいいわけでしょう。この言葉遣いでは、その家族のために職員がみんなそこへ集まってしまうような言葉に取れるかな、と思いました。

森崎) 表現を検討してみたいと思います。

大久保会長) これを今この場でどうこうというのは難しいと思うんですけど、皆さん、何かご意見いただけませんか。どの程度まで、、、

高垣委員) 老人ホーム洗心園でございます。去年の3月にこれを作ったんですけれども、それをうけて、災害のことばかり書いてあるんですけれども、感染症は1ページの副所長さんのところにある感染拡大防止対策となっているのがあるだけで、これはまた別に作られるんですかね。感染のBCPと災害のBCPの二つ作ったんですけれども、よくわからなくて。

森崎) ありがとうございます。厚労省の提示しておりますものについても、自然災害のものと感染症のものと二種類提示が出ております。今回につきましては、自然災害時のものとして書かせていただいております、感染症のものについてもまた追って策定をしたいと考えております。

大久保会長) よろしいですか。

高垣委員) はい。

大久保会長) この細かいところが難しいですね。やっぱり何か集まってできるようなチームがあったらいいけど、難しいですね。

わからないので聞きたいんですけど、10ページにあります「地域包括支援センターシステムほのぼの」というのはなんですか？

森崎) ありがとうございます。

廿日市市の地域包括支援センターが「ほのぼの」という共通のシステムを利用しております、各利用者の状況であるとか、介護度であるとか、そのようなものをこちらのシステムの中で管理をさせていただいているものでございます。

大久保会長) ということは、個人情報がいっぱい詰まっているような。住所、連絡先、介護度等がわかるものがあるわけですね。

森崎) はい。

大久保会長) 事務局さんに質問なんですが、今日はこれについてどこまで詰めたらいいたですか？

森崎) 今日は、こちらの計画を素案として出させていただきまして、恥

ずかしいところなんです、今まで何も準備をしていない状態というか、各個人が担当しているケースについて優先順位であるとか、例えば台風が来そうであったりだとか、大雨が降りそうであったりだとか、事前に個々で対応しているような状況だったんですけども、やはり事業所として全体を把握して優先順位を立てないといけなのではないか、誰が見ても事業所としての対応ができる形を取っていくことが必要であると考えております。それにあたって、こういったものを準備しておいた方がいいのではないかと、であったりとか、災害時、包括支援センターにこういったところを期待したい、であったりとか、そういったところを詰めてご意見いただけたらなと思います。

堀委員) 民児協の堀です。あまりにも多くて、何を言っているか、というところなんですけども、最後の別紙のところ、災害時の台帳などがあると思うんですが、ご存知かもしれませんが、民児協のほうで緊急時の連絡表というのを作っていて、それは消防とも連携しているものなので、内容もほぼ一緒なので、今ある既存のものを活用しながら、全く新しいのを作るのではなく、そういうものを手直しするとか工夫して統一したものにするというのかな、と。この静岡県のは参考として出しているのだと思いますが、廿日市でもすでに稼働しているものがあるのでそういうものを活用していただけるといいのかなというふうに思いました。以上です。

森崎) ありがとうございます。

船倉委員) きらりあの船倉です。いつも大変お世話になっております。先ほどのアセスメントシートを見させていただく中で、勉強のために聞かせていただきたいんですが、アセスメントシートはどのような方を対象にされていらっしゃるのか、例えば、健康福祉総務課さんがされている避難行動計画があると思うんですが、そういったものと連携をされていらっしゃるのか、対象はどのような方があたる

のかというところが勉強させていただきたいので、教えていただけたらなと思いました。

森崎) ありがとうございます。こちらのアセスメントシートについては、地域包括支援センターの利用者の方であるとか、実態把握で関わらせていただいている方を対象に作成を考えているところです。避難行動計画との関係についても、どこまで合わせていくかというところもあるんですけども、今、避難計画についても順番に策定をしていくということも順次行っていくことにしておりますので、そちらで網羅できるもの、この計画で動きが取れるような形であればそちらに変える、というふうなことも考えておりますし、どちらかが先にできるか、というところもあるかと思っているんですが、リンクさせながら使っていきたいと考えているところです。

船倉委員) ありがとうございます。
各ケースで一緒に関わらせていただく機会があったりする、世帯的にも例えば障害のある方の世帯でご両親が高齢で介護保険の対象というケースもたくさんありますので、またいろいろ勉強させていただいたり、共有させていただければと思います。計画の件とは少し違っていたかもしれないんですが、ありがとうございました。

森崎) よろしくお願いします。

大久保会長) 何か意見を出していただいた方がいいということで、いかがでしょうか。

村中委員) J A広島総合病院の村中です。
いろいろな意見を、とのことだったので、通常病院とかでは災害発生直後に誰がどのような動きをするかということで、アクションカードを作成して、この2ページにある担当者が具体的に何をするかというようなものを誰から見てもわかるものを病棟とかに常備して

いるんですけども、そういうものがあると各支援センターのその日の勤務者がどう動くかということも見えてくるので、発生直後そこがまず動けたらいいのかなと思ったので、そこも少し検討に入れられたらいいのかなと思いました。以上です。

畑板課長) 高齢介護課の畑板です。

今回初めて素案を委員の皆様へ1週間前にお配りしているので、今日この場で全部目を通してご意見を、というのは確かに無理があるかと思いますので、もしよろしければ、また何か統一した質問とかご意見をいただくような様式を用意させていただいて、例えば先ほど高垣委員からいただいたように各事業所でもうBCPを作られているところもあるかと思いますので、そういった視点からご意見いただいたりできたらいかなと思いますので、またメールか何かで送らせていただいて、再度ご意見をいただくようなことにしたらどうかなと思うんですけどもいかがでしょうか。

大久保会長) もちろんそれしかないんでしょうけども、BCP作成担当責任者というのはどなたか決めてあるんでしょうか？そういう方のところに情報が集まらないと前に進まないから、みんなが片手間でやるのでは無理だと思うし、大変だと思う。でも誰かが動かないとできないし。

友重課長) 地域包括ケア推進課が地域包括支援センターの取りまとめといたしますか、基幹機能を持っておりますので、そちらで取りまとめをいたします。

大久保会長) だから、その誰だれが責任者として皆さんの意見を集めたい、と決めていただけたら。

友重課長) 地域包括ケア推進課の友重のほうへご意見いただきまして、私のほうで取りまとめをさせていただきたいと思いますので、皆様、

様々なご意見をよろしく願ひいたします。

大久保会長) この運営協議会なんですけど、例えばこういう会をまたどこかで開いて、そのときにまた意見を、ということを考えていかないと思うんじゃないかと思うんですけども。いつも年間何回開かれてるんですかね？

友重課長) 年2回開催しております。

大久保会長) だから1回2回増やして構わないから、そうでもしないと前に進まないんじゃないか。それまで宿題みたいにお持ち帰りいただくとか、その次に来た時にはバージョンアップしたものが用意できている、とかになるといいんじゃないかと思うんですけど、皆様いかがですかね。もちろん事務局の方はたいへんだと思うんですけど、ここがこう変わりました、というのを見せていただいたほうが意見も出しやすいかと思うんですけどどうでしょうか。

友重課長) ご意見ありがとうございます。皆様からいただきましたご意見はまたこの計画に盛り込ませていただいて、また地域包括支援センターのほうで、平時の備えについて準備をさせていただく中で、気づきなどありましたら盛り込ませていただきまして、準備ができましたら皆様のほうへお返しできるようにまたご案内させていただけたらと思います。よろしく願ひいたします。

中野委員) 計画策定なんですけども、感染症対策も別に策定されるということで、3、4、5の3年間のうちに策定しないといけないということ为先ほど伺ったんですけども、皆さんの共通認識を生むためにも、策定作業の工程表みたいなものが共通認識として持てるといいかなと思いますので、考えていただけたらと思います。よろしく願ひいたします。

友重課長) ご意見ありがとうございます。

大久保会長) それは随時情報を出していただくということですか？

中野委員) これは会議を開きながら策定するというよりも、数ヶ月に1回、意見の集約の締日を決めて、計画を更新して、また書面決議じゃないですけども、こういったもので情報共有しながら中身を詰めていかなければなかなかこの運営協議会ごとに議論するということだと難しいような気がするのです。

大久保会長) だから例えばポンと1冊いただいて、さあどうするって言われてもわからないから、例えば部分部分に絞って書類を送っていただいて、それを見て少しずつ、進めていけたら。

中野委員) そうですね。そういったやり方もひとつの方法だと思います。感染症対策もあるということになるとかなり厳しいものになるんじゃないかという感じがしますので、どうかなと、感じたまましゃべってしまいました。

大久保会長) いえいえ。いろんなことをみんなで意見を言ってもらわないと前に進まないのです。だから、個人的にはこれ1冊ごとにずっとこれを勉強してもなかなかイメージが沸かないから、総論はどうしようとかかす少しずつやってもらえたらいいかなと思ったんですけれど。でもこれはとにかくやらないといけないんですよ。皆さんに意見を言っていただけると助かるんですけど、どうしたらいいでしょうね？

とにかく簡単には終わらない作業です。大変だと思うんですが、でもやらないといけない。

ですから、そうですね、これ丸々1冊ポンと来たら読む気がしなくなるので、ここはこうしようとか、ある程度絞りながら皆さんの意見を、集まれるようであれば集まって、集まれないようであればこ

この文章はこんな感じでいいかとか、そういうものをお配りして、手直しがあればしていただく、というような格好で進めていくのでいいですかね。どうですかね。

友重課長) 先ほど大久保会長のほうからおっしゃっていただきましたように委員の皆様にご意見いただけるように、集まっていただくのか、書面でということなのか、またそのときの状況によろうかと思うんですけれども、ご意見いただけるように準備して参りたいと思います。よろしく願いいたします。

大久保会長) それでは、今日、この事業継続計画（素案）というのはお持ち帰りいただきまして、ゆっくり目を通していただいて、気になるところは、また事務局の課長が担当するということですので、友重さんのところにでも、ここおかしいんじゃないか、というところを皆さんで言うていただけたら少しずつでも進んでいくでしょうし、一気にすぐ、と言われたらこれは専任の方をつけてやらないといけなくなるから、他の仕事にも差し障るでしょうし、時間をかけて少しずつ一緒にやっていきましょう。

ということで、よろしいでしょうか。とにかくこの会でどうこうできる問題でもありませんので、お持ち帰りいただいて目を通していただく、私もそうします。で、ご意見をちょこちょこ寄せていただく、そして、この会でまとめるというのはまだ先の話ということになると思いますけども、個別でご意見を寄せていただければと思います。

その他の議題で何かご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日予定しておりました報告事項、協議事項はこれだけでございます。

とにかくこの事業継続計画につきまして、できるだけ目を通していただいてご意見を、ということで、今日の協議事項を終わらせていただきたいと思います。

それでは議事を終了ということで、事務局さんよろしく願いいたします。

友重課長) ありがとうございました。

本日は長時間にわたり、協議いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年度第1回廿日市市地域包括支援センター運営協議会を閉会とさせていただきます。皆様、本日はどうもありがとうございました。